

【シリーズコラム 士業の広場 第21回】

会員向け新サービス【士業ネットワーク】の運営開始から1年が経過いたしました。それを機に、当ネットワークにご在籍の士業会員の皆様をより知っていただきたく、リレー形式によるコラムを掲載することとなりました。

『資源循環社会の実現に向けて』 ～許可面から積極的に貢献します～

行政書士法人 水戸総合事務所 代表社員 木村 司 氏



水戸市大工町で行政書士法人水戸総合事務所を運営しています特定行政書士の木村司と申します。

茨城県経営者協会の会員の皆様には会を通じて大変お世話になっております。

私は、平成11年10月、水戸市で個人開業し平成16年10月に法人化し現在に至っております。

業務としては、行政書士としての一般的な業務、すなわち、建設業許可、農地転用、外国人在留、障がい者施設、法人設立等、おこなっておりますが、当法人の特徴としては、資源循環社会の実現のための許可取得業務に重点を置いています。

具体的には、廃棄物収集運搬業許可はもちろんのこと、廃棄物処理施設の新設や変更、処理機の新設入替など、茨城県の事前協議が必要な手続きを、相談段階から許可取得、さらには稼働後の事業者への助言指導までおこなっています。

業務手引きにはない、折衝事や同意取得の助言、多方面にわたる法的知識と、設計者等の他士業者、さらには環境影響調査を担当する機関等、様々な方面との協力が求められる大変に重い業務ですが、現在さらにこれからの社会には、必要不可欠な施設であり、責任感を感じながら日々精進しています。

電子申請が進み、行政書士業務でも多くの許認可申請が電子化される中、事前協議から始まるこの業務は、電子化には馴染まないことが

ら、こちらの側面からも、今後とも重点をおいていく業務となります。

公的な立場としては、茨城県行政書士会で副会長を仰せつかっており、私が茨城県の行政書士、約1200人を代表して、茨城県生活環境部廃棄物規制課と連絡折衝する統括責任者の立場です。

公的な立場としては、廃棄物規制課が担当します廃棄物処理業許可に関して、行政書士が申請人の代理者として円滑な手続きができるよう、手続きの改善等、県側と定期的に折衝するとともに行政書士側に対しては研修会実施や情報提供をおこない、行政書士の能力向上に努めています。



法人名：行政書士法人 水戸総合事務所
所在地：〒310-0031 水戸市大工町1丁目
3番11号 水戸東陽ビル7階
電話：029(251)3101
URL：<https://www.mitosogo.com>
メール：sogo@mitosogo.com
スタッフ：6人